

平成31年

第4回 農業委員会総会（月例会）議案

平成31年4月9日

前橋市農業委員会

平成31年 第4回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 平成31年4月9日 午後1時00分
- ・閉会日時 平成31年4月9日 午後4時01分
- ・開催場所 市庁舎11階 南会議室
- ・出席委員（24名）

1番	下田 将文	2番	市花 宏之	3番	矢端 晴美	4番	奥野 和子
5番	松島 敏男	6番	大島 俊典	7番	田島 悦夫	8番	星野 和幸
9番	小堀 清	10番	木村 謙	11番	関根 由彦	12番	澁澤 聖一
13番	坂庭 常男	14番	北爪 きよ子	15番	青木 朱美	16番	井上 隆
17番	萩原 秀治郎	18番	深町 富士雄	19番	岡田 重雄	20番	須田 一男
21番	石村 利夫	22番	江原 弘	23番	関口 喜弘	24番	堀越 恒弘

- ・事務局出席者

事務局長	木村 由美	補佐	齋藤 孝朗	補佐	瀬戸 浩	補佐	藤井 義嗣
副主幹	深澤 直純	主任	篠崎 菜穂子	主任	富澤 和則	主事	寺田 恵美
主事	師田 美菜子	臨時職員	宮田 厚子				

- ・付議事件

- (1) 議案第23号 農地法の規定による許可申請の取下げについて（3条）
- (2) 議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第25号 農地法の規定による許可の取消しについて（4条）
- (4) 議案第26号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について（5条）
- (5) 議案第27号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (6) 議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (7) 議案第29号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について

- ・報告事項

- (1) 農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
- (2) 農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について
- (4) 農地法第4条、第5条の規定による意見聴取結果について
- (5) 職員の任免について

- ・協議事項

- (1) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
- (2) 平成30年度前橋市農業委員会の目標及びその達成に向けて活動の点検・評価（案）について
- (3) 平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について

木村局長 それでは、定刻になりましたので、これより平成31年第4回農業委員会総会を開催いたします。なお、本日の欠席通告者は0、また、遅刻の通告者は0、従いまして在任委員24名全員の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを、ご報告申し上げます。開会に先立ちまして、堀越会長よりご挨拶をお願いいたします。

堀越会長 ◇（挨拶）

木村局長 会議規則第5条の規定より、会長が議長となり会議を進めることとなりますので、堀越会長よろしくをお願いいたします。

《堀越会長、議長に就任》

議長 それでは、平成31年第4回農業委員会総会を開催いたします。初めに、前橋市農業委員会総会議規則第25条第3項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。5番 松島敏男委員、6番 大島 俊典委員をお願いいたします。それでは議事に入ります。

議案第23号・農地法の規定による許可申請の取下げ3条許可申請について、整理番号1番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

深澤副主幹 ◇（議案書、地目、面積、取下理由を朗読、説明）

3月に保留となりました案件。

議長 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議長 ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙手）

議長 全員賛成でありますので、議案第23号・農地法の規定による許可申請の取下げ3条許可申請については、整理番号1番を承認とすることに決定します。

次に、議案第24号・農地法第3条の規定による許可申請については、先の審議で1番が取下げになりましたので、整理番号2番から11番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

深澤副主幹 ◇（議案書・順次、地目、面積、申請理由、契約内容、耕作面積等を朗読、説明）

整理番号5番から7番、5条の申請に合わせるため9ヶ月の契約期間。

整理番号9番、10番面積に差がある交換、問題のない交換である事を代理人に確認済み。

整理番号2番から4番、8番から11番は農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしております。

整理番号5番から7番（営農型太陽光発電の区分地上権）、事務処理基準に基づく許可基準を満たしております。

議長 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議長 ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号2番から11番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙手）

議長 全員賛成でありますので、議案第24号・農地法第3条の規定による許可申請については、整理番号2番から11番までを許可とすることに決定いたします。

議 長	次に、議案第25号・農地法の規定による許可の取消し4条許可について、整理番号1番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
富澤主任 議 長	◇（議案書、地目、面積、取消理由を朗読、説明） 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
議 長	◇（意見、質問等なし） ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
議 長	◇（挙 手） 全員賛成でありますので、議案第25号・農地法の規定による許可の取消し4条許可については、整理番号1番を承認とすることに決定いたします。
富澤主任 議 長	次に、議案第26号・農地法の規定による許可後の計画変更申請5条許可について、整理番号1番から3番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
18番委員 富澤主任 議 長	◇（議案書・順次、地目、面積、申請理由、変更内容、転用目的を朗読、説明） 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。整理番号1番、変更後の承継者貸人の確認。 説明。
議 長	その他 ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から3番までを承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
議 長	◇（挙 手） 全員賛成でありますので、議案第26号・農地法の規定による許可後の計画変更申請5条許可について、整理番号1番から3番までを承認とすることに決定いたします。
富澤主任	次に、議案第27号・農地法第4条の規定による許可申請について、整理番号1番から10番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
議 長	◇（議案書・順次、地目、面積、転用目的、申請理由を朗読、説明） なお、整理番号1番から10番は農地法第4条第6項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
7番委員 （1班副班長）	議 長 なお、整理番号10番については、現地・面接調査を実施していますので、調査副班長の報告をお願いします。 現地案内図4条の10番をご覧ください。申請地はぐんまフラワーパークから東へ380mに位置し、北側は6.5mの道路、他方向は畑の農振農用地内の農地です。面接には代表社員の方が来られました。以前、申請地はどうにもならない荒廃地なので、推進委員の方より土地を購入してやって欲しいと依頼され購入し、今回の申請に至ったとの事です。現状では、高低差が大きく、作物や作業が出来る状態ではないため、一部分（800㎡）が特に低いため、埋土を前橋市の業者が埼玉県朝霞市より4,000㎡搬入し、表土を仕上げ、750㎡を0.9m切土して仕上げ、畑は三段に整地し機械の出入が出来るようにします。搬入は1日に10tダンブで10台位、入口付近には立看板を立て周囲の安全を図ります。整地後はブドウを作付ける予定です。調査班としては必要性が認められることから許可相当と判断いたしました。
議 長	以上で事務局の説明、および調査副班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
9番委員 1班副班長 議 長	整理番号10番、東側が、凄い傾斜になっているかと思いますが。 改良方法の説明。
1班副班長	土砂条例の確認 申請地の東側も同様に傾斜のきつい所を同じ業者さんがしているとの事で確認させてい

ただきましたので大丈夫です。

5番委員 現地を見ていますが、清水が出ているようです、下の周囲に迷惑が掛からない様にしていただきたい。

1班副班長 東の、排水溝の設置方法の説明。
議 長 地元の農業委員さん注意深く見ていただきたい。
その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から10番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 ◇(挙手)
全員賛成でありますので、議案第27号・農地法第4条の規定による許可申請については、整理番号1番から10番までを許可とすることに決定いたします。
次に、議案第28号・農地法第5条の規定による許可申請について、申請件数が多いため、始めに整理番号1番から26番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

富澤主任 ◇(議案書・順次、地目、面積、転用目的、申請理由を朗読、説明)
なお、整理番号1番から26番は、農地法第5条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

議 長 なお、整理番号26番については、現地・面接調査を実施しておりますので、調査副班長の報告をお願いします。

7番委員 (1班副班長) 現地案内図5条26番をご覧ください。申請地は前橋市立二之宮小学校東南東約860mに位置する第一種農地ですが、不許可の例外規定にあたる、居住する者の日常生活又は業務上必要な施設に該当します。面接には代表者本人が来られました。本社東隣の所有者より高齢となり耕作出来なくなったため土地を購入して欲しいとの相談があり、他の借地に資材、車両等を置いているので本社の隣であれば、一括管理でき便利であるため申請に至りました。許可後は、資材、自社車両12台、従業員車両11台を置く計画をしています。許可後は碎石を敷き、南側に外灯を設置する予定です。調査班としては、被害防除対策が取られていることから許可相当と判断いたしました。

議 長 以上で事務局の説明、および調査副班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

13番委員 整理番号2番、一部転用ですが、残りはどうするのですか。
富澤主任 自動販売機が一部あり、除外申請中です。
議 長 その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から26番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 ◇(挙手)
全員賛成でありますので、議案第28号・農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1番から26番までを許可とすることに決定いたします。
次に、整理番号27番から56番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

富澤主任 ◇(議案書・順次、地目、面積、転用目的、申請理由を朗読、説明)
整理番号35番、37番、43番、開発未了のため保留。
なお、整理番号27番から34番、36番、38番から42番、44番から56番は、農地法第5条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

議 長 なお、整理番号45番、50番、56番については、現地・面接調査を実施しておりますので、調査副班長の報告をお願いします。

7番委員 (1班副班長) 現地案内図5条の45番をご覧ください。申請地は上毛電鉄大胡駅から南南西約1.2kmに位置する第一種農地ですが、第一種農地の不許可の例外規定に該当します。面接には行政

書士とハウスメーカーの担当者が来られました。現在伊勢崎市に2拠点のサービス付高齢者向け住宅を運営しており、既存の施設が高稼働であり経営を拡充すべく、代表者の父親の地元である申請地域に貢献したいと考え、父親から譲り受け申請しました。伊勢崎市には2ヶ所あり、資格習得養成所等もあり、従業員は約40名～45名（デイサービス35名）。開設当初は約20名を予定しております。整地は駐車場をアスファルトに、雨水は、西側道路の側溝へ放流し、外灯は駐車場のみ、高さは約1.2m～1.5mのフェンスを北側及び東側に設置。調査班としては、被害防除対策がとられている事から許可相当と判断いたしました。

現地案内図5条の50番をご覧ください。申請地は前橋市立時沢小学校から北北西約3.1kmに位置し北側と東側は宅地、南側は県道、西側は畑、小集団農地第二種農地。面接には代理人2名が来られました。太陽光発電を行なうには最適地であるため計画したとの事です。施設には270Wパネル1,950枚、発電量は750KW、単価36円、2016年に契約、年間売上約3,000万円、施設費回収に7年～8年を見込んでいます。土地の造成方法は前の建物を壊した時に出た碎石を敷き、雨水は貯水池を設置し側溝へ放流します。申請地は市の景観条例に該当する地区であるため関係部署と協議し工事を進めるとの事です。調査班としては被害防除対策が取られていることから許可相当と判断いたしました。

現地案内図5条の56番をご覧ください。申請地は上毛電鉄赤坂駅から北約680mに位置し、西側は太陽光発電施設、他は農地に囲まれた農振農用地域内にある農地です。面接には誰も来られませんでした。現地調査のみ実施いたしました。当初はタマリユウを作る営農型太陽光発電施設でしたが、ほとんど出来ないため、施設の下の方草シートを取り除き耕耘し水道の整備を行い、原生林あしたばに切替えて生産を行なうとの事です、あしたば作付けは5月初旬との事です。調査班としては9ヶ月間の期限付きで許可相当と判断いたします。

議 長 以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

11番委員 整理番号56番、期間が4月16日から12月16日短い期間ですが、成果は判るのですか。

18番委員 詳細説明。

議 長 その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号35番、37番、43番を保留とし、整理番号27番から34番、36番、38番から42番、44番から56番を許可とすることに賛成の挙手を求めます。

◇(挙手)

議 長 全員賛成でありますので、議案第28号・農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号35番、37番、43番を保留とし、整理番号27番から34番、36番、38番から42番、44番から56番までを許可とすることに決定いたします。

なお、3,000㎡を超える許可処分については群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知おき願います。

次に、議案第29号・農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

師田主事 ◇(議案書、順次、土地の現況、利用目的、面積等を朗読、説明)

購入予定の農地付近に所有地がある認定農業者が移転を受けることとなり、効率的な農用地利用が期待できます。

議 長 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
◇（意見・質問等なし）

議 長 ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。議案第29号について、原案を決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇（挙 手）

議 長 全員賛成でありますので、議案第29号・農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について、原案を決定いたします。
次に、29ページから43ページの報告事項ですが、報告事項（1）から（3）までの内容は、

○法第4条の届出書の受理状況	3件
○法第5条の届出書の受理状況	33件
○法第18条第6項の規定による通知書の交付状況	12件

です。

議 長 報告事項（4）は、3月総会において許可とした法第4条、第5条の農地転用許可申請について、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見が「異存なし」と答申がありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので、後ほどご覧ください。
次に、報告事項（5）職員の任免について、事務局から報告をお願いします。

藤井補佐 議 長 ◇（報 告）
以上で、農業委員会総会を一時休会とし、全体会議終了後に、再開するものといたします。
（全体会議開催）

議 長 それでは、農業委員会総会を再開いたします。
協議事項（1）、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、協議をお願いします。事務局の説明を求めます。

深澤副主幹 相続税納税猶予の特例の適用を受けたのち、農業経営を20年間継続したとして、今年度に当該猶予税額の免除が見込まれる事案について、高崎税務署長から「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」照会がありました。
つきましては、今回の調査対象者1名の特例農地の状況については、元総社蒼海地区区画整理事業実施中の箇所であり、耕作の確認が不能となっておりますので、利用状況報告書により確認不能の旨、税務署へ回答してよろしいか、お諮りいたします。協議をお願いいたします。

議 長 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
◇（意見・質問等なし）

議 長 ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇（挙 手）

議 長 全員賛成でありますので、協議事項（1）、相続税の納税猶予に係る特例農地等の確認について、承認とすることに決定いたします。
次に、協議事項（2）、平成30年度前橋市農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について協議をお願いします。事務局の説明を求めます。

瀬戸補佐 議 長 ◇（説 明）
以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
◇（意見・質問等なし）

議 長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。平成30年度前橋市農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、原案を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

議 長

全員賛成でありますので、協議事項（2）、平成30年度前橋市農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）については、原案を承認とすることに決定いたします。

次に、協議事項（3）、平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、協議をお願いします。事務局の説明を求めます。

瀬戸補佐

◇（説 明）

議 長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇（意見、質問等なし）

議 長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、原案を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

議 長

全員賛成でありますので、協議事項（3）、平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、原案を承認とすることに決定いたします。

以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、総会を閉会といたします。

（総会閉会午後4時1分）

顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成31年4月9日

議 長

署名人

署名人